

令和4年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
3月4日（金）	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長の挨拶	5
○管理者の挨拶	5
○仮議席の指定	6
○議事日程の報告	6
○日程第1、議席の指定	6
○日程第2、会議録署名議員の指名	6
○日程第3、会期の決定	6
○日程第4、諸報告	7
○日程について	7
○日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員条例の一部を改正する条例 制定の件（議案第1号）	7
○日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一 部を改正する条例制定の件（議案第2号）	7
○日程第7、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一 部を改正する条例制定の件（議案第3号）	7
○日程第8、埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更について（議案 第4号）	7
○日程第9、令和3年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算 （第2号）を定める件（議案第5号）	7
○日程第10、令和4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を 定める件（議案第6号）	7
○日程第11、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁 償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する	

条例の一部を改正する条例制定の件（議案第 7 号）	7
○日程第 12、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例制定の件（議案第 8 号）	7
○閉会中の事務調査について	19
○議長の挨拶	20
○管理者の挨拶	20
○閉会の宣告	21

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第3号

令和4年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年1月28日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

1 期 日 令和4年3月4日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

令和4年3月4日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	持	田	靖	明	議員	2 番	太	田	忠	芳	議員
3 番	野	沢	聖	子	議員	4 番	石	井		寛	議員
5 番	内	野	嘉	広	議員	6 番	田	中		栄	議員
7 番	大	野	洋	子	議員	8 番	鈴	木	友	之	議員
9 番	大	曾	根	英	議員	10 番	飯	田		恵	議員
11 番	藤	原	建	志	議員	12 番	柴	田	文	子	議員

不応招議員（なし）

令和4年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

令和4年3月4日（金曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 諸報告

(1)坂戸市議会議員辞職に伴う組合議会議員の失職について

(2)現金出納検査の結果について（監査報告第1号）

(3)議事説明者について

日程第 5 議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 6 議案第2号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 7 議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 8 議案第4号 埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更について

日程第 9 議案第5号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）を定める件

日程第10 議案第6号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件

日程第11 議案第7号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第12 議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第13 閉会中の事務調査について

午前10時00分開会

出席議員（12名）

1 番	持	田	靖	明	議員	2 番	太	田	忠	芳	議員	
3 番	野	沢	聖	子	議員	4 番	石	井		寛	議員	
5 番	内	野	嘉	広	議員	6 番	田	中		栄	議員	
7 番	大	野	洋	子	議員	8 番	鈴	木	友	之	議員	
9 番	大	曾	根	英	明	議員	10 番	飯	田		恵	議員
11 番	藤	原	建	志	議員	12 番	柴	田	文	子	議員	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管 理 者	石	川		清	副 管 理 者	齊	藤	芳	久		
監 査 委 員	宮	ヶ	原	正	房	事 務 局 長	宇	津	木	優	明
事務局次長 兼水処夕長 兼セン	高	山		淳	事務局次長 兼会計担当 兼副参	中	田	真	一		
事務局 兼防犯 兼副参	飯	田	清	貴	総 務 課 長	安	原		仁		
業 務 課 長	岡	本	義	徳	建 設 課 長	菊	地	征	一		
維持管理 課 長	大	沢	嘉	史							

事務局職員出席者

書 記	岸		俊	之	書 記	松	下	昌	弘
書 記	吉	瀬	み	ゆ	き				

◎開会及び開議の宣告

(午前 10 時 00 分)

○石井 寛議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから令和4年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長の挨拶

○石井 寛議長 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私とも極めてご多用の中、ご出席を賜り、ここに開会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

先般の坂戸市議会における補欠選挙におきまして、新たに本組合議会議員となられました柴田文子議員におかれましては、本組合発展のため、ご尽力いただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

今期定例会には、令和4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件のほか、重要な議案が上程される予定でございます。議員各位におかれましては、本組合の発展のため、各案件につき、慎重ご審議の上、適切なるご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。



◎管理者の挨拶

○石井 寛議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 おはようございます。お忙しい中、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日の議会に当たりまして、先般の坂戸市議会における補欠選挙におきまして、新たに本組合議会議員となられました柴田議員におかれましては、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

本年度も残すところ僅かとなりましたが、本組合の各種事業につきましては、なお一層の普及率向上に向け、鋭意努力しているところであります。これもひとえに議員各位並びに関係皆様方のご理解とご協力のたまものであり、心から御礼を申し上げる次第であります。

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中、厳しい社会経済情勢ではございますが、一層の財政運営の効率化に努め、計画的な整備や住民サービスの向上に努めてまいりたいと存じます。議員皆様におかれましては、変わらざるご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、令和4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件のほか7件でございます。いずれも本組合運営上、重要な案件でございますので、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますようお願い申し上げ、挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

げます。

◇

◎仮議席の指定

○石井 寛議長 この際、議事進行上、2月21日、坂戸市議会において選出されました柴田文子議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◇

◎議事日程の報告

○石井 寛議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

◇

◎議席の指定

○石井 寛議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

坂戸市議会による坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員の選出に伴い、新たに坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員となりました柴田文子議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、12番と指定いたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○石井 寛議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、

6番 田 中 栄 議員

7番 大 野 洋 子 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○石井 寛議長 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○石井 寛議長 ご異議なしと認めます。

よって、令和４年３月第１回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日１日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

○石井 寛議長 日程第４、諸報告をいたします。

初めに、坂戸市議会選出の小川直志議員におかれましては、去る１月１１日、坂戸市議会議員の職を辞されました。よって、坂戸、鶴ヶ島下水道組合同約第６条第３項の規定により、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員の職を失いましたので、報告いたします。

次に、監査報告第１号 現金出納検査の結果について、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により、監査委員から令和３年１１月分及び１２月分の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◇

◎日程について

○石井 寛議長 お諮りいたします。

日程第５、議案第１号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員条例の一部を改正する条例制定の件から日程第１２、議案第８号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件までを一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○石井 寛議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◇

◎議案第１号～議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○石井 寛議長 日程第５、議案第１号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員条例の一部を改正する条例制定の件から日程第１２、議案第８号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

制定の件までを一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第1号から議案第8号までの8件につきまして、順次提案の理由を申し上げます。

まず、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員条例の一部を改正する条例制定の件であります、押印を求める手続の見直し等に伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第2号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります、職員の服務の宣誓に関する政令の一部改正を踏まえ、職員の服務の宣誓の実施方法について、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります、国における妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置を踏まえ、育児休業等の取得要件を緩和する等、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第4号 埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更についてであります、埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合の規約の変更をすることについて協議いたしたく、地方自治法第290条の規定により、本案を提出した次第であります。

次に、議案第5号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）を定める件であります、まず補正予算第3条に定める収益的収入及び支出の補正につきましては、収入では下水道事業収益に7,539万4,000円の減額補正を行い、収入の合計を43億2,878万7,000円に、支出では下水道事業費に6,896万6,000円の減額補正を行い、支出の合計を42億4,225万9,000円にしようとするものであります。

次に、補正予算第4条に定める資本的収入及び支出の補正につきましては、収入では資本的収入に1億4,188万6,000円の減額補正を行い、収入の合計を27億6,123万3,000円に、支出では資本的支出に5,887万1,000円の減額補正を行い、支出の合計を39億8,215万2,000円にしようとするものであります。

なお、収入が支出に対し不足する額12億2,091万9,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填することといたしました。

主な補正内容といたしましては、人件費につきましては、人事異動等に伴う所要額の調整を行うこととしたほか、各種事業の確定に伴う減額等の措置を行うとともに、減額により生じた構成市の負担金については、構成市との協議により、下水道事業基金へ積み立てるための予算を計上し、今後の活用を図ることといたしました。

次に、補正予算第5条に定める企業債の補正につきましては、企業債対象事業費の確定に伴い、限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第6号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件であります、まず予算第2条に定める業務の予定量につきましては、水洗化戸数3万4,500戸、年間有収水量を1,304万立方メートルといたしました。

主な建設改良事業につきましては、事業認可区域の下水道整備を計画的に推進するとともに、石井水処理センター4系列目の水処理施設増設工事及び大谷川雨水ポンプ場のポンプ増設工事等を引き続き実施す

るために必要な経費を計上いたしました。

次に、予算第3条に定める収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益の総額を41億8,955万3,000円に、下水道事業費用の総額を41億7,484万8,000円としたところであります。

次に、予算第4条に定める資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の総額を27億5,938万5,000円に、資本的支出の総額を38億2,181万7,000円とし、不足する額10億6,243万2,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填することといたしました。

次に、予算第5条に定める債務負担行為につきましては、使用料徴収システム改修等業務委託事業を実施するため、期間は令和4年度から5年度まで、限度額は570万9,000円と定めるほか、石井水処理センター等監視カメラシステム借上事業を実施するため、期間は令和4年度から8年度まで、限度額は396万円と定めるものであります。

次に、議案第7号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。職員の給与改定に準じ、議会の議員、管理者及び副管理者の期末手当の額を改定いたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。人事院勧告制度を尊重するという基本姿勢に立ち、国の給与改定に準じ、職員の期末手当の額を改定する等、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○石井 寛議長 これより各案件につき、単独質疑、討論、採決を行います。

なお、質疑については、議会運営の申合せ事項により、通告のあった者から行うことといたします。

初めに、日程第5、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合監査委員条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○石井 寛議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○石井 寛議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○石井 寛議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第2号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○石井 寛議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○石井 寛議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○石井 寛議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 議席番号2番、太田忠芳です。議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について質疑をいたします。

質疑事項は、1点目として第11条第1項について、2点目が第11条第2項について、3点目が第12条第3号について、以上3点について質疑いたします。

まず、1点目の第11条第1項について、これに準ずる事実とは、例えばどのような事実でしょうか、このことについて質疑いたします。

○石井 寛議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

まず、今回の改正につきましては、国における妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置を踏まえ、育児休業等の取得要件等の緩和を行うものでございます。これに準ずる事実についてでございますが、総務省の通知によりますと、職員が特別養子縁組に向けた監護期間にある子を養育していること、また養育する意思を明示したことなどが挙げられております。

以上でございます。

○石井 寛議長 よろしいですか。

2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 了解です。

それでは、2点目の質疑をいたします。第11条第2項について、不利益な取扱いを受けるとはどのようなことが該当するのかについて質疑いたします。

○石井 寛議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

不利益な取扱いを受けるについてでございますが、国の指針を確認いたしますと、内容といたしましては、解雇や降格、減給や賞与等における不利益な算定などが挙げられます。

以上でございます。

○石井 寛議長 よろしいですか。

2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 了解しました。

それでは、3点目の質疑をいたします。第12条第3号について、勤務環境の整備について、職員からの要望、意見について質疑をいたします。

○石井 寛議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

勤務環境の整備につきましては、今のところ、職員からの要望、意見はございませんが、職員が希望するおりの期間の育児休業が取得できるよう、勤務環境の整備に向けて、国及び構成市等の動向を注視しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○石井 寛議長 2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） その点について再質疑をいたします。

現状で取得申請が出された場合、申請者が気兼ねなく安心して休める条件についてお聞きをしたいと思っています。

○石井 寛議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

職員が育児休業を取得しやすいように、普段から事務を分散するなど、職員同士で事務を代行できるよう努め、またそれでも人員が不足する場合は非常勤職員を活用するなど、安心して休める職場環境の整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○石井 寛議長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声〕

○石井 寛議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○石井 寛議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○石井 寛議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第4号 埼玉県市町村総合事務組合の規約の一部変更についてに対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○石井 寛議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○石井 寛議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○石井 寛議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第5号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）を定める件に対する質疑に入ります。

2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 議席番号2番、太田忠芳です。議案第5号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）を定める件について質疑いたします。

質疑事項は、1点目として補正予算書4ページ、収入表、項7目1水洗便所改造資金貸付金回収金について、2点目が補正予算書6ページ、給与費明細書について、以上2点について質疑いたします。

まず、1点目の補正予算書4ページ、収入表、項7目1水洗便所改造資金貸付金回収金について、減額補正は滞納等によるものなのか、質疑をいたします。

○石井 寛議長 岡本業務課長、答弁。

○岡本義徳業務課長 お答えいたします。

水洗便所改造資金貸付金回収金につきましては、本来、水洗便所改造資金として貸付けをした方からの償還見込額を計上するものでありますが、令和3年度の当初予算におきましては、水洗便所改造資金貸付金の基金運用額を計上していましたことから、本年度の償還見込額へ減額補正を行うものでございます。したがって、滞納等による回収金の減額補正ではございません。

以上でございます。

○石井 寛議長 2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 了解です。

それでは、2点目の質疑をいたします。補正予算書6ページ、給与費明細書について、総括表の最下段の合計について、職員1人減の理由について質疑をいたします。

○石井 寛議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

まず、職員が1名減となっております理由といたしましては、構成市への派遣職員1名の派遣期間を延長したことにより、当初予算にて見込んでいた職員数が1名減となっているためでございます。

以上でございます。

○石井 寛議長 2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 了解です。

同じく補正予算書6ページ、給与費明細書について、総括表の最下段の合計について、1,767万3,000円の減額の理由についてお聞きをいたします。

○石井 寛議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

減額の理由につきましては、職員1名分の減や、法定福利費の減によるものなどがございます。

以上でございます。

○石井 寛議長 2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 再質疑いたします。

法定福利費の減についてお聞きをいたします。

○石井 寛議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

法定福利費とは、共済組合が算定する職員の標準報酬の月額に掛金、負担金の率を乗じて算出するものであります。この基準となる標準報酬の月額は、毎年度9月に改定されるものでありまして、当初予算ではその改定幅を大きく見込んでいたため、実績に差異が生じたことから減額するものでございます。

以上でございます。

○石井 寛議長 太田議員、よろしいですか。

○2番（太田忠芳議員） 了解です。

○石井 寛議長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声〕

○石井 寛議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○石井 寛議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○石井 寛議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第6号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件に対する質疑に入ります。

2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 議席番号2番、太田忠芳です。議案第6号 令和4年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件について質疑いたします。

質疑事項は、1点目として予算規模について、2点目が6ページ、給与費明細書について、3点目が予算書27ページ、支出欄、項2目2消費税及び地方消費税について、4点目が予算書19ページ、営業外収益、目5消費税及び地方消費税還付金について、以上4点について質疑いたします。

まず、1点目の予算規模についてですが、収益的、資本的、いずれの収入支出も前年度比で減額となっている理由について質疑いたします。

○石井 寛議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

初めに、収益的収入及び支出が前年度予算と比較して減額となった主な内容でございますが、まず収益的支出につきましては、主な費目としまして、汚水事業維持管理費、減価償却費、消費税及び地方消費税が前年度と比較して減額となりました。主な要因としましては、汚水事業維持管理費につきましては、前年度に実施した石井水処理センター汚泥配管等修繕工事分の減額によるものであり、減価償却費につきましては、令和3年度取得見込みの償却資産額に対して、耐用年数が経過した償却資産額が多額となったためであり、また消費税及び地方消費税につきましては、令和2年度決算の実績を考慮しまして、令和4年度予算より消費税の還付を受ける見込みとしたためであります。

また、収益的収入につきましては、主に収益的支出の減額に伴い減額となるものであり、主な費目としましては、他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入、それらが前年度と比較して減額となりました。

続きまして、資本的収入及び支出が前年度予算と比較して減額となった主な内容でございますが、まず資本的支出につきましては、主な費目としまして、汚水事業建設改良費、企業債償還金が前年度と比較して減額となりました。主な要因としましては、汚水事業建設改良費につきましては、石井水処理センター水処理施設増設工事委託事業（4系土木・建築工事）の年度割額の減額によるものであり、企業債償還金につきましては、令和3年度に償還が完了する額が多額であったためであります。

また、資本的収入につきましては、資本的支出の減額に伴い、企業債、国庫補助金が減額となり、受益者負担金につきましては、賦課対象区域の減に伴い減額となりました。

以上でございます。

○石井 寛議長 2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 了解です。

それでは、2点目の質疑をいたします。6ページ、給与費明細書について、手当等の内訳のうち、特殊勤務手当の内容についてお聞きいたします。

○石井 寛議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

特殊勤務手当についてでございますが、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の特殊勤務手当に関する条例において、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に応じて支給するものと規定しており、業務に従事した日、1日につき600円を支給するものとしております。具体的な業務内容といたしましては、汚水取付管の詰まりの解消作業及び雨水幹線における動物の死骸回収作業等を行った場合に支給をしております。

以上でございます。

○石井 寛議長 2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 再質疑をいたします。

特殊勤務手当の具体的業務として取り上げられた作業などの発生頻度についてお聞きをしたいと思います。

○石井 寛議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

過去3年間の実績としましては、年間で約40件の発生頻度でございます。令和4年度予算につきましても同様の件数を見込んでおります。

以上でございます。

○石井 寛議長 2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 了解しました。

続きまして、同じく6ページ、給与費明細書について、手当等の内訳のうち、時間外勤務手当が前年度比で増額となっている理由についてお聞きします。

○石井 寛議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

時間外勤務手当が増となっている理由についてでございますが、前年度の勤務実績と事務の増加に対応するための時間数を考慮し計上したためでございます。今後につきましても、特定の職員に負担がかからないよう業務量の平準化など必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石井 寛議長 2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 了解しました。

それでは、3点目の質疑をいたします。予算書27ページ、支出欄、項2目2消費税及び地方消費税について、新年度の予定額がゼロとなっている理由について質疑をいたします。

○石井 寛議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

支出において消費税及び地方消費税を見込んでいない理由につきましては、令和3年6月に令和2年度決算に基づく確定申告を行った結果、還付を受けることとなったことから、この実績を考慮して、令和4年度予算より収入予算へ還付を受ける見込みといたしました。なお、還付を受けることとなった主な要因としましては、従来的一般会計においては構成市負担金等の使途の特定を案分により算定しておりましたが、令和2年度の公営企業会計の導入に伴い、決算書において、他会計補助金等の使途を特定することが可能となったためでございます。

以上でございます。

○石井 寛議長 2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 了解しました。

では、4点目を質疑いたします。予算書19ページ、営業外収益、目5消費税及び地方消費税還付金について、還付金は以後も毎年発生するということよろしいのでしょうか。

○石井 寛議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

消費税の申告は、前年度分の決算に基づき、毎年6月に行うこととなっておりますが、毎年の消費税支払い状況や使途の特定等により申告額が変わりますので、現時点において明確に予測することはできませんが、引き続き税務署に使途の特定方法等を確認するなど節税対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石井 寛議長 よろしいですか。

○2 番（太田忠芳議員） 了解です。

○石井 寛議長 ほかに質疑はございますか。

8 番、鈴木友之議員。

○8 番（鈴木友之議員） 8 番、鈴木友之です。ただいま議題となっております議案第 6 号 令和 4 年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道事業会計予算を定める件について、1 点質疑を行います。

下水道事業会計予算案の概要で、予算編成の基本方針の中でも、令和元年東日本台風では下水道施設の浸水による甚大な被害が発生し、下水道施設の強靱化対策が急務となっていますとしております。そこで、施設耐水化事業委託について、詳細をお伺いをいたします。

○石井 寛議長 大沢維持管理課長、答弁。

○大沢嘉史維持管理課長 お答えいたします。

施設耐水化事業につきましては、国からの要請により、今年度中の策定を予定しております施設耐水化計画に基づき、河川氾濫等の災害等において、下水道施設の浸水による社会的影響を最小限に抑えることを目的として、数十年に一度程度の中高頻度で発生するおそれのある水害時においても一定程度の下水道機能を確保するため、施設耐水化を図るものでございます。本組合においては、国の荒川水系計画法規模である年確率100分の1のシミュレーションデータによる被害予測に基づき、浸水のおそれのある石井水処理センター及び大谷川雨水ポンプ場について耐水化を推進する予定でございます。令和4年度の施設耐水化事業委託につきましては、計画における最優先施設となる石井水処理センターより具体的な耐水化工法に係る実施設計を委託しようとするものでございます。

以上でございます。

○石井 寛議長 よろしいですか。

8 番、鈴木友之議員。

○8 番（鈴木友之議員） 浸水のおそれがある石井水処理センター及び大谷川雨水ポンプ場の耐水化を推進するという予定ということですが、石井水処理センターの想定される具体的な耐水化の手法についてお伺いをいたします。

○石井 寛議長 大沢維持管理課長、答弁。

○大沢嘉史維持管理課長 お答えいたします。

施設耐水化の主な手法として、施設の敷地全体を堤防や防水壁で囲う方法、建屋ごとに止水板や防水扉によって対策を行う方法などがございます。石井水処理センターにつきましては、降雨データに基づくシミュレーションの結果、施設内でも場所によって浸水の深さに差異があると判明しておりまして、比較的簡便な対策で済む建屋もあることから、施設全体を囲うような費用が高額となる手法を取らずとも対策が可能となるという結果が出ております。このことから、本組合の施設耐水化計画において、建屋ごとに対策すべき浸水の深さを定めておりますが、おおむね1メートル前後の比較的浅い浸水深となっていることから、各建屋の開口部に対し、防水扉への交換や止水板の設置などで対策することを想定してございます。

以上でございます。

○石井 寛議長 よろしいですか。

8 番、鈴木友之議員。

○8 番（鈴木友之議員） 石井水処理センターの耐水化については理解しました。

では、大谷川雨水ポンプ場の耐水化についての今後の予定をお伺いいたします。

○石井 寛議長 大沢維持管理課長、答弁。

○大沢嘉史維持管理課長 答えいたします。

大谷川雨水ポンプ場につきましては、地域における内水排除の重要施設であり、令和元年東日本台風では建物内部への浸水はありませんでしたが、外部機器等が被災を受けた実績もあり、耐水化の必要性が高い施設であると認識をしております。国の方針では、雨水ポンプ場の揚水機能について、計画策定後おおむね5年程度で耐水化することとされており、本組合におきましても、計画策定から5年となる令和8年度までには大谷川雨水ポンプ場の耐水化を完了したいと考えております。

なお、大谷川雨水ポンプ場につきましては、河川に近く、地表からの浸水深は3メートルを超えておりますが、施設1階部分が高床建築であり、床レベルに対する浸水深は1メートル以下と浅いことから、建物内への浸水防除については、石井水処理センターと同じく、防水扉や止水板で対応できるものと想定しております。

また、現在実施しております増設工事箇所につきましても、床レベルは既設部分と一致していることから、同様に防水扉や止水板での対策をすることとしております。

以上でございます。

○石井 寛議長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声〕

○石井 寛議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○石井 寛議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○石井 寛議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第7号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び管理者及び副管理者の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○石井 寛議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○石井 寛議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○石井 寛議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 議席番号2番、太田忠芳です。議案第8号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について質疑いたします。

質疑事項は、職員の期末手当の額の改定について、まず最初に提案するに至った経過についてお聞きいたします。

○石井 寛議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

令和3年8月10日に人事院勧告が行われ、期末手当が0.15月分引下げとなる勧告がされました。政府は、令和3年11月24日の閣議決定において、令和3年度の引下げに相当する額につきましては、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うものとし、現在開会中の通常国会に提出をし、また構成市におきましても3月定例会に提出されましたので、本組合においても提出したものであります。

以上でございます。

○石井 寛議長 2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 続きまして、同じく職員の期末手当の額の改定について、施行日以前に支給されたものを減額する特例というのはおかしいのではないかとと思うのですが、どうなのでしょう。

○石井 寛議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

職員の期末手当を減額する特例につきましては、今後支給されます期末手当より減額することは問題ないと考えております。

以上でございます。

○石井 寛議長 2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） 続きまして、同じく職員の期末手当の額の改定について、本来なら賃金上げが必要なのではないかと思いますが、いかがなのでしょう。

○石井 寛議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

人事院では、民間ボーナスの直近1年間、前年の8月から当年7月までの支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに国家公務員の期末・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っております。従来より国、県、構成市に準じて給与改定を行ってまいりましたので、今後におい

ても国、県、構成市に準じて行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○石井 寛議長 2番、太田忠芳議員。

○2番（太田忠芳議員） それでは、再質疑をいたします。

人事院勧告制度は、公務員に労働したら当然保障される労働基本権に制限をかける代償として行われるものであります。人事院は、期末手当の引下げばかりでなく、長時間労働是正、人員確保、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援、不妊治療休暇制度新設とともに、非常勤職員の期末・勤勉手当についても勧告しております。今の日本経済の状況は、岸田首相までが賃金引上げの必要性を認め、引上げ企業には税制で優遇するとまで言明しております。賃金・労働条件が引上げ・改善されるのならともかく、引下げの勧告には慎重に対応するべきであります。いつでも国、県、構成市に足並みをそろえるということなく、独自の対応があってもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○石井 寛議長 安原総務課長、答弁。

○安原 仁総務課長 お答えいたします。

地方公務員法第24条第2項におきまして、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされておりますので、今後においても、国公準拠の原則により、国、県、構成市に準じて改定を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○石井 寛議長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声〕

○石井 寛議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○石井 寛議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○石井 寛議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会中の事務調査について

○石井 寛議長 日程第13、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付しておきましたとおり、本件は閉会中の事務調査とすることにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○石井 寛議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の事務調査とすることに決定いたしました。



◎議長の挨拶

○石井 寛議長 以上をもって今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、早朝から全員ご出席をいただき、ありがとうございました。また、スムーズな議事進行にもご協力をいただきまして、感謝いたします。

さて、年度末を迎え、議員各位をはじめ皆様におかれましては何かとご多用のことと存じます。議員各位におかれましても、くれぐれもご自愛いただきまして、両市並びに本組合の発展のため、一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。



◎管理者の挨拶

○石井 寛議長 管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 議員の皆様のご協力により、スムーズのうちに無事終了することができました。ありがとうございます。

コロナウイルス、本市でもすごいです。1週間に400人とか。子供も非常に増えていまして、1日15から20ぐらい、今日はちょっと少なくて5、6人でしたが、国はコロナウイルスはインフルエンザと同等だと国民に知らしめようとしてしました。専門家と言われる人たちは「インフルエンザと同等だよ」、マスコミでやっていました。若い人たちは、「ああ、それじゃあ好き勝手にいいや」、それが子供たちにうつり、家庭内でどんどん感染し、高齢者まで行きます。重症化しない。とんでもない話であります。第5波に比べましても、亡くなっている方は非常に多い。専門家という人の言うことは全く信用できませんし、昨日、保健所の所長さんと話をしました。「医者でコロナウイルス分かっている人は誰もいないと思いますよ」と私言ったら、「分かりません」と言っていました。コロナウイルス。ウイルスというのは普通は、季節があります、インフルエンザの。これは季節関係ありません。今までにないウイルスでありますので。ワクチンも数か月でできました。治験全くやっていません。ワクチンの副作用で学校に行けない子供たちも出てきています。病院に行きます。検査します。何も出てきません。何も出てこないということがワクチンの副作用だと思っていますし、これに関して、コロナウイルス、本当に理解できているお医者さんはいないと思いますし、子供が今、一番心配であります。一番は自分がかからないこと。自分の命を守ることが家族を守る、仲間を守る。後遺症を含めて、どんなことが起きるか分からない。百人百様の出方をしま

すので、まずはかからないことが一番だと思いますので、議員の皆様もぜひご自愛いただきまして、コロナウイルスは怖いものだと自覚していただければ幸いです。

コロナ後はどうなるのだという一般質問する人がいるみたいなのですが、コロナ後はありません。これ10年以上続くと思いますので、生活様式全く変わってきますので、これからは非常に厳しい時代が続くのではないかなと思いますので、皆さんもその点、まず自分の命を自分で守る、それが議員さんの活動にしっかりと影響できると思いますので、これからますますの議員さんのご活躍をご祈念いたしまして、お礼の挨拶いたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午前10時55分)

○石井 寛議長 これをもちまして、令和4年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

お疲れさまでした。